

令和6年 第1回松田町議会定例会 会議録 (第4日目)

令和6年3月8日 午前9時00分 開議

1. 出席議員 12人

1 番	北村和士	2 番	武尾哲治	3 番	吉田功
4 番	中津川定雄	5 番	秋田谷光彦	6 番	古谷星工人
7 番	平野由里子	8 番	田代実	9 番	井上栄一
10 番	南雲まさ子	11 番	飯田一	12 番	寺嶋正

2. 欠席議員 なし

3. 説明のための出席者 15人

町 長	本山博幸	副 町 長	田代浩一
教 育 長	浄泉和幸	会計管理者兼出納室長	中津川文子
参事兼政策推進課長	鈴木英幸	総 務 課 長	早野政弘
安全防災担当室長	鎌田将次	税 務 課 長	山岸裕子
町 民 課 長	川本博孝	福 祉 課 長	宮根正行
子育て健康課長	渋谷昌弘	観光経済課長	遠藤洋一
まちづくり課長 兼駅周辺事業推進担当室長	柳澤一郎	環境上下水道課長	渋谷好人
教 育 課 長	椎野晃一	—————	—————

4. 出席した議会事務局書記 2人

事 務 局 長	石井友子	書 記	島 秀 明
---------	------	-----	-------

5. 議事日程

日程第 1 議案第 22 号 令和6年度松田町一般会計予算

6. 議会の状況

議 長 皆さん、おはようございます。松田町議会定例会本会議第4日目を迎え、議員各位には定刻までに御参集頂き、御苦労さまです。

会議に先立ち、皆様に御確認をお願いいたします。皆様のお手元に書類を配付しておりますが、配付書類は当日配付書類一覧表のとおりであります。配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

それでは、ただいまの出席議員は議員定数12名中12名です。よって、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (9時00分)

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議 長 日程第1「議案第22号令和6年度松田町一般会計予算」を議題といたします。町長の提案説明を求めます。

町 長 皆さん、改めましておはようございます。定例会4日目でございますけれども、平野議長がお戻りになられ、副議長の南雲さんも本当に大変お疲れさまでした。

それでは、議案第22号令和6年度松田町一般会計予算。

令和6年度松田町一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ52億円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことがで

きる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金) 第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。

(歳出予算の流用) 第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年3月5日提出、松田町長 本山博幸。

よろしく願い申し上げます。

議 長 これより細部説明に入りますが、各担当課長に申し上げます。説明は要点を簡単明瞭にお願いいたします。それでは、担当課長の細部説明を求めます。

参事兼政策推進課長 それでは、令和6年度松田町一般会計予算について説明をさせていただきます。この予算につきましては、款、項を中心に、主な事業のみの説明とさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

初めにですね、1ページ目に記載のとおり、債務負担行為、第2条、こちらは6ページに記載をされております。また、第3条の地方債につきましては7ページ。こちらの6ページ、7ページにつきましては私から説明をさせていただき、歳入につきましては町税を税務課長より説明をした後、それ以降は私のほうから歳入を説明させていただきます。歳出につきましては、款、項を主体としまして、各担当課長から説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

それでは、6ページ、7ページをお開きください。第2表、債務負担行為でございます。こちらにつきましては、令和6年度からの債務負担行為になります。件数が10件ございます。上段の事項名といたしまして、自動車借上料ほか、図書館システム使用料、10件の債務負担行為を記載しておりますので、よろしく願いをいたします。

7ページ、第3表、地方債でございます。こちらにつきましては、起債の目的、観光施設等整備事業、こちらは寄みやま運動広場人工芝新設工事によるものでございます。

その下の交通安全施設等整備事業につきましては、新松田駅南口駅前広場整備事業における地方債となります。

続きまして、その下の防災施設等整備事業におきましては、足柄消防署の松田分署の土地、用地の購入に伴うものでございます。

その下、教育施設等整備事業につきましては、松田中学校太陽光発電設備整備工事によるものでございます。

一番下のですね、臨時財政対策債につきましては、いわゆる交付税の財源の不足を補う仮の交付税というところになります。こちらにつきましては、昨年度大分減額をしまして、2,000万円ということになってございます。

それでは、歳入のほうから説明をさせていただきます。

税 務 課 長 それでは、歳入について御説明させていただきます。予算書の14ページ、15ページ、また参考資料2、令和6年度松田町一般会計予算説明資料では1ページをお願いいたします。款・項、町税、項、町民税、目、個人でございます。現年課税分の説明欄、均等割では、前年度対比311万7,000円の減額を見込んでおります。臨時的措置として、令和5年度まで加算されておりました復興特別税500円の課税が終了するとともに、納税義務者数の減を見込んでおります。所得割では634万円の増額となっております。納税義務者数の減が見込まれるものの、令和5年度の課税状況や、緩やかな景気回復基調を踏まえまして、1人当たりの所得割額の増を見込んでおります。

次に、目、法人の均等割では、228万円の減額となっており、従業員数の関係で9号法人の300万円であった法人が、7号法人の41万円に移行したことなどが要因となっております。

法人税割では、436万8,000円の増額を見込んでおります。世界情勢などの不安定な要素も多くあり、税収の増を確実に見込める要素が少ないという状況ではありますが、緩やかな景気回復基調を踏まえまして、総じて横ばいから微増

傾向になると見込んでおります。

続きまして、項・目ともに固定資産税でございます。現年課税分の土地につきましては、892万9,000円の減額となっております。令和5年度の調定額をもとに、評価替えによる土地価格の下落などを見込んでおります。

家屋につきましては、427万9,000円の減額となっており、令和5年度の調定額をもとに、評価替えによる在来家屋の減や、新築家屋と新築軽減終了による増などを見込んでおります。

償却資産では、257万9,000円の減額となっており、物価高騰などにより企業が投資をしづらい状況にあると予想いたしまして、令和5年度の調定額をもとに、減価償却分による減収などを見込んでおります。

次に、項、軽自動車税、目、環境性能割でございます。令和5年度の調定額をもとに、取得台数の増減率を踏まえまして、対前年度比32万4,000円の減額を見込んでおります。

目、種別割では、経過年数により税負担が重くなる従価や新規購入などにより98万4,000円の増額を見込んでおります。

項・目ともに町たばこ税では、令和5年度の課税実績から課税本数を見込み、288万2,000円の増額となっております。

町税の説明は以上でございます。

参事兼政策推進課長

それでは、款・項、地方揮発油譲与税でございます。こちらにつきましては、ガソリンに課して地方に財源を譲与するものでございます。収入額の100分の42のうちの2分の1をいわゆる道路の延長や面積によって譲与されるものでございます。

続きまして、自動車重量譲与税でございます。検査自動車とですね、届出、軽自動車に対して課される収入額でございます。こちらにつきましても、道路延長や面積によって譲与されるものでございます。

続きまして、森林環境譲与税でございます。16、17ページになります。こちらにつきましては、森林の適正な管理などに活用するために譲与されるものでございます。基準の一部が見直されて、また本年度、6年度より税の徴収が始

まりますので、昨年度に対して増額となっているところでございます。

続きまして、款、項、利子割交付金でございます。預金利子に課される県税収入を市町村の個人県民税で交付されるものでございます。国の20.315%のうちのですね、5%が県へ、その5分の3を町に交付されるという制度でございます。

続きまして、配当割交付金でございます。こちらは上場株式配当に課税される県税収入のうち、そのうち59.4%を県民税総額に占める各市町村の個人県民税額の割合により案分して交付されるものでございます。

続きまして、株式等譲渡所得割交付金でございます。こちらにつきましては、株式譲渡所得に課税される県税収入を各市町村の個人県民税決算額の割合により案分して交付されるものでございます。

続きまして、款、項、法人事業税交付金でございます。こちらにつきましては、昨年度対比で増額の見込みになってございます。県に納付される法人事業税の一部を従業者数で案分して交付されるものでございます。

続きまして、款、項、地方消費税交付金でございます。予算額につきましては、昨年と同額でございます。県の地方消費税の収入の2分の1を人口と従業者数で案分して交付されるものでございます。

続きまして、款、項、ゴルフ場利用税交付金でございます。こちらにつきましては、ゴルフ場の利用税の10分の7をですね、その所在市町村に交付される昭和41年に創設された交付金でございます。利用実績は、毎年度ですね、上昇傾向にありますので、今回も同額の額を見込んでいるものでございます。

続きまして、款、項、環境性能割交付金でございます。こちらは県に納付される自動車税環境性能割の一部を市町村等の延長及び面積で案分して交付されるものでございます。

続きまして、地方特例交付金でございます。18、19ページになります。こちらにつきましては、個人住民税の減収補填という形になってございます。

続きまして、款、項、地方交付税でございます。説明欄のほうではですね、普通交付税全体の94%、特別交付税が6%というところでございます。こちら

につきましてはですね、主なものの充当としまして、新たにですね、地方創生推進分や物価高騰の分、またデジタル推進分、さらにですね、給与の改定に伴う増額分、会計年度任用職員の勤勉手当の支給分などなどですね、令和6年度に計算の方法が加わっております。なおですね、令和5年度の予算と同額の額を見込んでいるものでございます。

続きまして、交通安全対策特別交付金でございます。こちらにつきましては、交通反則金の一部を改良済みの道路延長や過去2年分の事故件数などに伴って交付されるものでございます。ここまですべてにつきましてはですね、国のですね、地方財政計画がございまして、これに基づき国会で審議され、決まった額を市町村にということがございます。これらに基づいて積算されているものでございます。

続きまして、款、分担金及び負担金でございます。主なものといたしましては、説明欄の中段に保育所運営費負担金、現年度分、こちらは保育所利用児童の保護者納付保育料でございます。0歳から2歳児でございます。なお、令和4年度からですね、第2子の保育料は無償化されております。

続きまして、児童福祉負担金でございます。学童保育保護者負担金、現年度分でございます。こちらは学童保育入室児童の保護者より納付される保育料によるものでございます。

続きまして、環境衛生費の負担金におきましては、ジビエ処理加工施設運営費負担金などがございます。

続きまして、款、使用料及び手数料、項、使用料でございます。こちらの主なものにつきましては、説明欄のほうになります。町営臨時駐車場の使用料、また住宅使用料などがございます。主なものにつきましては、公的賃貸住宅使用料、こちらは籠場の住宅によるものでございます。21戸の個室でございます。また、その下の下ですね、地域優良賃貸住宅使用料でございます。これは町屋住宅による28戸分の使用料でございます。

続きまして、20ページ、21ページになります。目の農業使用料でございます。主なものにつきましては、説明欄で寄ロウパイ園の使用料でございます。こち

らは入園料といたしまして、1万7,000人で今、見込んでいるところでございます。

続きまして、項、手数料でございます。説明欄のほうでですね、節といたしまして戸籍住民基本台帳手数料、また清掃手数料などによる歳入でございます。

続きまして、22、23ページをお開きください。款、国庫支出金、項、国庫負担金によるものでございます。節におきましては、障害者福祉費国庫負担金でございます。説明欄で、障害者自立支援給付費等負担金でございます。こちらは法令に基づく給付金となっております。また、障害者自立支援医療費負担金、そして障害児施設給付費等負担金などによるものでございます。

続きまして、節、児童福祉費国庫負担金では、子どものための教育・保育給付金の国庫負担金分で、2分の1の補助事業でございます。保育施設への給付分によるものでございます。

続きまして、保険基盤安定負担金、節でございます。こちらにつきましては、国民健康保険保険基盤安定負担金といたしまして、国民健康保険の軽減を図るため、保険者支援分で2分の1の補助によるものでございます。また、児童手当国庫負担金、こちらは中学校修了までの児童の養育者への支払うものとなっております。

続きまして、項、国庫補助金によるものでございます。こちらの主なものにつきましては、節、個人番号カード交付事業費の国庫補助金でございます。個人番号の、マイナンバーカードによる交付事務の補助金によるものでございます。10分の10の補助事業となっております。

続きまして、節、企画費国庫補助金でございます。こちらにつきましては、デジタル田園都市国家構想交付金、今までの地方創生推進交付金という名称だったんですけれども、新たにデジタル田園都市国家ということで、交付金でございます。こちらにつきましてはですね、地方創生分などにおきまして、AIオンデマンドバスの交付金の補助、またプログラミングによるデジタル人材育成事業などによる補助事業でございます。

続きまして、節の子ども・子育て支援国庫交付金でございます。こちらは事

業計画のですね、町の計画に基づく地域子ども・子育て支援事業に要する経費に対し、3分の1の補助がおりるもので、交付されるものでございます。

続きまして、24、25ページをお願いいたします。節、土木費国庫補助金になります。説明欄では、社会資本整備総合交付金でございます。道路・橋梁関連におきましては、新松田駅南口駅前広場の整備に関する事業や、狹隘道路の整備事業などによるものでございます。また、社会資本の都市計画関連におきましては、新松田駅北口駅前広場詳細設計業務によるものでございます。

その下の住宅関連につきましては、耐震診断補助や危険ブロック塀、定住の住宅奨励金などによるものでございます。

最後の道路局所管補助金につきましては、橋梁の点検業務における補助事業でございます。

続きまして、節の保健体育費国庫補助金でございます。スポーツ振興費補助金、10分の10の補助事業となっております。主なものは、主にスポーツツーリズムの町の推進事業に伴う交付金でございます。

続きまして、款、県支出金、項、県負担金でございます。こちらにつきましては、節で、1、障害者福祉費負担金、国庫と同様な事業でございます。4分の1の補助事業となっております。障害者自立支援給付費等負担金ほかによるものでございます。また、児童福祉費負担金につきましても、国と同様に4分の1ですね、こちらは県のは4分の1の補助事業となっている子どものための教育・保育給付費負担金でございます。

続きまして、26、27ページをお願いいたします。上段の県負担金、こちらも児童手当負担金で6分の1の補助と、県の負担金になります。

続きまして、項、県補助金になります。節で市町村自治基盤強化総合補助金でございます。こちらにつきましては、市町村等の行政機能及び財政基盤の強化を図ることを目的にですね、2分の1を上限に補助されていくものでございます。こちらにつきましてもですね、A I オンデマンドバスの委託料、また備品購入費、また寄のみやま運動広場整備事業やアーバンスポーツ整備事業などによる補助事業となっております。

続きまして、節で2、老人福祉費補助金でございます。こちらの主なものにつきましては、地域医療介護総合確保基金、介護分の事業費補助金で、10分の10の補助事業でございます。

その下ですね、節、障害者福祉費補助金におきましては、重度障害者医療費補助金、2分の1の補助事業ほかによるものでございます。

節で、児童福祉費補助金につきましては、主なものといたしまして、小児医療費助成事業補助金でございます。0歳から小学校修了前の医療費分の2分の1が補助されるものでございます。

節で5、子ども・子育て支援交付金でございます。こちらは子ども・子育て支援交付金は3分の1の補助事業で、町の計画に基づく地域子ども・子育て支援事業に要する経費に対する補助でございます。

続きまして、28、29ページになります。節3、水源環境保全・再生施策市町村補助金によるものでございます。こちらにつきましては、一番上段の生活排水処理施設整備事業費補助金ほかになります。その中でですね、地下水保全対策事業補助金、広域でやっている事業なんです、こちらにつきましては定期的に地下水の調査を1市5町で連携してやっているところでございます。そういうデータの分析をして、今後の水質の検査をしているという事業でございます。

次、節、土木費補助金でございます。こちらにつきましては、地籍調査費補助金、4分の3の事業で、立会いや測量、閲覧などに伴う補助事業でございます。

続きまして、節、教育費総務費補助金になります。こちらの事業につきましては、真ん中の地域学校協働活動推進事業補助金で、寺子屋などに伴う3分の1の補助事業でございます。

続きまして、項、県委託金でございます。節、統計調査費委託金でございます。こちらにつきましては、10分の10の補助事業となりますが、今年度の事業といたしましては、全国家計構造調査交付金、また農林業センサスの交付金によるものでございます。

続きまして、款、財産収入、項、財産運用収入でございます。ページは30、31ページをお願いいたします。節、土地・建物貸付収入や節の利子及び配当金などによるものでございます。利子及び配当金につきましては、2つ目の財政調整基金利子でございますが、新たに県債をですね、活用しているものでございまして、その部分の利子が昨年度より増額となっているものでございます。

続きまして、款、寄附金、項、寄附金でございます。節の一般寄附金につきましては、ふるさと応援寄附金、指定寄附金として企業版ふるさと納税といたしまして、まち・ひと・しごと創生寄附金が計上されております。

続きまして、繰入金でございます。特別会計繰入金につきましては、国民健康保険事業の特別会計繰入金によるものでございます。

また、項の基金繰入金につきましては、本年度は財政調整基金の繰入れにおきましては8,000万円、また減債基金の繰入金でございます。こちらのほうにつきましては令和5年度分の地方交付税におきまして積立てをし、令和6年度からですね、支出をするということになってございますので、今回新たに計上しているものでございます。

そのほか、体育振興基金の繰入金になります。

一番下の教育施設整備基金繰入金につきましては、松田中学校太陽光分と寄小学校の改修設計、寄幼稚園の整備などによるものでございます。

続きまして、32、33ページでございます。こちらの一番上の森林環境譲与税の基金繰入金でございます。学校用の机、木質バイオマス利用促進補助金などによるものでございます。

その下の新松田駅周辺整備基金繰入金につきましては、再開発事業支援及び設計業務委託に伴う繰入れでございます。

節の1、公共施設等整備基金繰入金につきましては、寄みやま運動広場分によるものでございます。

続きまして、款、項、繰越金でございます。こちらは前年度の繰越金を計上しているものでございます。

続きまして、款、諸収入でございます。こちらの主なものにつきましては、

節で勤労者生活資金貸付預託金元金収入でございます。事業所に雇用されている方に対し、生活に必要な資金を融資するための預託金事業でございます。

続きまして、34、35ページをお願いいたします。項のハーブガーデン収入につきましては、説明欄のとおり廃目をさせていただいております。

続きまして、項、雑入でございます。こちらの主なものにつきましては、節で市町村振興協会市町村交付金でございます。いわゆる宝くじ収益金の配分に伴う事業でございます。

続きまして、節8、松田町創生推進拠点施設事業負担金でございます。こちらにつきましては、町屋のすプラポによる負担金、年間分でございます。

節9、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金、こちらにつきましては、松田中学校の太陽光によるものでございます。

続きまして、節11、地域集会施設等整備工事負担金収入、こちらは仲町地域集会施設、そして宇津茂地域集会施設によるものでございます。

節13、スポーツ振興くじ、いわゆるt o t oの助成金でございます。こちらにつきましては、事業費の5分の4が交付されるものでございます。主なものは、寄みやま運動広場事業や、公園施設用の整備事業、スポーツ教室や健康事業などによる委託料や謝礼に伴う補助金でございます。

続きまして、36、37ページになります。款、項、町債でございます。節、観光施設等整備事業債、こちらは記載のとおり、寄みやま運動広場による事業でございます。

次に、交通安全施設等整備事業債、新松田駅南口駅前広場によるものでございます。先ほどの防災施設等整備事業債につきましては、小田原市消防松田分署土地購入事業によるものでございます。

一番下になりますが、臨時財政対策債、最初の第2表でも…ごめんなさい、第3表で説明したとおり、こちらにつきましては2,000万円の事業を計上しているものでございます。こちらにつきましては、国がですね、今回も交付税の額がですね、0.3兆円増額されたことに伴う臨財債の振替が減少したために、地方財政計画に基づき2,000万円としているものでございます。

以上、歳入のほうの説明を終わりにさせていただきます。

議会事務局長 歳出に入ります。38、39ページをお願いいたします。款、項、目ともに議会費でございます。議員及び職員人件費に要する経費は、議員報酬及び手当、事務局の人件費が主なものでございます。議員活動に要する経費の主なものとしたしましては、研修講師謝礼、議事録作成経費、タブレット端末経費ほかが主なものとなります。

総務課長 それでは、40ページ、41ページをお願いいたします。款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費でございます。説明欄1、職員人件に要する経費のうち、職員給与費は令和6年度の人件費でございます。特別職2名、職員41名分の給与費で、職員は総務課、政策推進課、定住少子化担当室、町民課、税務課、出納室の職員41名分でございます。

次ページ、恐れ入ります、42ページ、43ページをお願いいたします。2の一般管理事務に要する経費のうち、(1)の一般事務経費は、一般事務に必要な経費や町長交際費等でございます。7、報償費につきましては、産業医報償は職員が健康で快適な環境のもとで職務が行えるよう、専門的な立場から指導・助言を行う医師の報酬や、弁護士報酬につきましては町民の方が困り事など相談をですね、月1回、専門的な立場から指導・助言を行う弁護士の報酬を計上しております。

恐れ入ります。44ページ、45ページをお願いいたします。上段です。12番、委託料です。委託料の主なものとしましては、職員管理としまして、職員の健康診断委託料や夜間の庁舎巡回、電話受付等を行う警備委託料でございます。その下、最下段(4)の契約検査事務経費では、契約検査業務に係る経費でございます。

恐れ入りますが、次ページをお願いいたします。18の負担金補助及び交付金につきましては、電子入札システムの運営や利用に係る負担金でございます。

恐れ入ります。次ページ…ごめんなさい、でございます。

参事兼政策推進課長 それではですね、文書広報費でございます。こちらにつきましては、松田の広報などの作成に伴う経費や、町ホームページのですね、保守等に係る経費が

主なものでございます。

続きまして、目になりませんが、財政管理費でございます。財政管理費につきましては、予算に関する経費、また財政調整基金、減債基金等に関する事務、またはその経費によるものでございます。

48、49ページにわたりますが、その中で積立金、先ほども利子割配当金ということで、財政調整基金積立金利子分の同額をここで歳出で掲載させていただいているところでございます。以上です。

出納室長 続きまして、目4、会計管理費でございます。こちらにつきましては、出納業務に係る一般事務経費でございます。主なものといたしましては、役場派出窓口に係る派遣事務手数料でございます。説明は以上でございます。

総務課長 次の目5、財産管理費ですが、1、財産管理経費は、町有財産の維持管理に関する経費で、24、積立金ではですね、建物系公共施設や道路インフラ等の修繕を計画的に行っていくための公共施設等整備基金積立金を計上し、27の繰出金においては町屋地区の土地購入に対する借入金返済に充てるものを用地取得特別会計の繰出金でございます。

次ページ、50ページ、51ページをお願いいたします。説明欄（3）の庁舎管理経費は、役場庁舎の維持管理等に関する経費で、12番の委託料の主なものはですね、法で定められた庁舎管理を行う庁舎管理法定業務委託や、4の町営臨時駐車場管理経費は町営駐車場の維持管理や…ごめんなさい。町営臨時駐車場維持管理経費に関する経費で、JR松田駅前の臨時駐車場、仲町臨時駐車場を管理しております。

恐れ入ります。次ページ、52ページ、53ページをお願いいたします。（5）地域集会施設等管理経費では、地域集会施設の指定管理に係る一般管理経費でございます。14番、工事請負費では、仲町地域集会施設と宇津茂地域集会施設の改修工事を予定しております。

（6）旧寄中学校管理経費は、旧寄中学校の校舎等に必要な維持管理の経費でございます。

恐れ入ります。続きまして目6、住宅管理費でございます。（1）町営住宅

管理経費は、町営住宅の維持管理や解体整地に係る経費でございます。

恐れ入ります。54ページ、55ページをお願いいたします。14、工事請負費においては、町営住宅解体整備工事としまして、沢尻住宅1棟、中河原住宅1棟の解体工事を、また（2）の住宅整備事業管理経費は、籠場住宅、町屋住宅の30年間の維持管理費や、に係る委託料等でございます。以上です。

参事兼政策推進課長

それでは、目になります、企画費でございます。こちらの主な事業等につきましては、第6次総合計画の推進に伴う経費、またですね、第2期になりますが、松田町の総合戦略がございます。そちらが主な事業経費になってございます。

56、57ページになります。新規事業で主なものにつきましては、12番の委託料がございます。人口ビジョン・総合戦略策定支援業務委託料でございます。令和7年度からの事業になりますので、6年度改定に向けて取り組んでいきます。なお、この策定に伴って、企業版ふるさと納税に位置づけられていることなど、また地方創生、いわゆるデジ田交付金を獲得するために、この策定が必要になってくるというところでございます。

そのほかですね、（3）自治体交流事業、引き続きですね、姉妹町ほかとの交流事業の推進に向けて取り組んでいくもの、（4）といたしまして定住少子化対策支援事業といたしましては、負担金及び交付金として引き続きですね、住宅取得の奨励金ほか、2世帯同居等の支援金にも取り組んでいくものでございます。

続きまして、58、59ページになりますが、説明欄のほうに記載されております、これも令和5年度より空き家改修・解体補助金を継続していくものでございます。

続きまして、中段でございます。委託料、こちらはふるさと納税の寄附金返礼品発送等に伴う委託料を計上をしております。

そのほかですね、（6）移住交流推進事業にも引き続き取り組み、また（7）男女共同参画推進事業にも取り組んでいくものでございます。

そして60ページ、61ページになりますが、新規事業といたしまして（10）で

すね、寄地区定住促進事業を計上してございます。今までもですね、引き続き令和5年度から推進しております寄地区活性化推進協議会の事業経費、これは継続していく予算となっております。新たにですね、負担金補助及び交付金でございます。寄地区限定をしてですね、定住促進、子供の増加策という観点から取り組んでいきたいという事業の費用を計上しているところでございます。

また(11)では、令和7年度にですね、松田町・寄村合併70周年を迎えるに当たり、その準備委員会を設立して、多くの方から意見を求めて、それを形にしていこうというような会議体の設置を考えております。

続きまして、中段下のもので、(1)シティプロモーション・おもてなし事業、こちらにつきましては、委託料に新たな商品開発、また継続してやっていく事業等の開発委託料を計上してございます。

そのほか、SDGsパートナー制度の支援システム使用料につきましては、さらにSDGsの支援向上に向けて継続した事業となりますが、計上させていただいているところでございます。

続きまして、62、63ページになります。金額はですね、委託料でございます。こちらは成果報酬となりますので、委託料で、企業版ふるさと納税推進委託料を計上させていただいているところでございます。以上です。

総務課長 続きまして、目8、町政連絡費は、(1)の一般事務経費はですね、行政と地域が連携をとり、コミュニティー活動を推進するための経費で、12、委託料ですが、ポスティングに係る経費を新規計上しております。今まで自治会が配布していた広報等の配布を委託し、自治会の負担軽減を図るものでございます。また、18の負担金補助及び交付金の地域コミュニティー活動交付金は、自治会の地域活動に伴う交付金でございます。以上です。

参事兼政策推進課長 それでは、目になります。電算管理費でございます。(1)といたしまして、説明欄の住民情報システム管理経費でございます。主に住民のためのいろんな支援に伴う経費でございます。主なものにつきましては、平成24年の4月からですね、実施しております負担金補助及び交付金、いわゆる神奈川県町村情報システムの共同組合への負担金によるものでございます。広域でですね、

行うことによって、クラウドコミュニティの形で負担軽減を図り、さらに初期投資のですね、無駄なものをですね、少しでも軽減させるということで立ち上がった事業でございます。

続きまして（２）財務会計端末機器の関係経費がございます。64、65ページでございます。こちらの事業につきましては、18の負担金補助及び交付金でございます。新たにですね、今まで町単独でやっていた事業でございますが、このたびですね、この町村システム組合に入りまして、新たに導入しようというものでございます。いわゆる負担金として、組合に支出するお金でございます。こちらは、14町村中に、ちょっと松田町、最後になってしまいましたので、ここで皆様とともに入るといふ形の負担金のものがございます。

続きまして（４）庁内LAN関係経費がございます。こちらにつきましては、庁内ですね、町の中の庁内LANということで、各種のサーバーがございます。メールサーバーやファイルサーバーほか、これらの維持管理に関する経費、また町職員が使用するPC、パソコンの購入、更新、またそれらの回線に対する維持管理、セキュリティー対応というところの経費が主なものがございます。以上です。

町 民 課 長 66、67ページをお開き願います。目の10、寄出張所費でございます。出張所管理経費として、光熱水費など施設の維持管理の費用となります。27、繰出金の国民健康保険診療所事業特別会計繰出金は、国保診療所特別会計で計上しております国保診療所と寄出張所の事務を兼務する職員給与費等のうち、寄出張所の勤務相当分を負担するものがございます。以上です。

安全防災担当室長 目の11、安全防犯…訂正します。交通防犯安全対策費ですが、主なものは、備考欄にあります（２）交通指導隊運営事業のほうは報酬や活動に関するところになります。（３）交通安全啓発事業、次のページをおめくりください。自転車用ヘルメット購入補助金が新規で加えております。（５）防犯活動事業では、14、工事請負費の中で防犯カメラの交換、新設に計上しております。以上です。

参事兼政策推進課長 それでは、目になります。地域交通対策費でございます。こちらにつきまし

ては、主なものにつきましては、引き続き負担金補助及び交付金の中にございます乗合バス運行事業補助金、バス通学定期券の助成事業、高齢者バス定期券の助成、この3つにつきましては、利用実績等もですね、分析しながら、引き続き利用者の増加あるいは継続的な展開をやっていききたいというものでございます。

(2) でございます。新モビリティサービス推進事業がございます。こちらにつきましては、70ページ、71ページをお開きください。委託料でございます。こちらにつきましては、昨年度の同様ですね、委託料を支払うための経費を計上してございます。主な委託料の内容につきましては、いわゆる乗降ポイントの増設、あるいは運行費に伴う経費、またシステムの利用料、オペレーターの利用料等々をですね、この事業として展開するために委託料を法人に支払っていく予定でございます。

その下の備品購入費につきましては、このバスをですね、2台購入予定の経費でございます。以上です。

税 務 課 長 続きまして、項、徴税费、目、税務総務費は、税務管理に要する経費で、主なものといたしましては、説明欄18、負担金補助及び交付金で、地方税共同機構などへの負担金を計上しております。

目、賦課徴収費は、賦課及び徴収に要する経費でございます。

恐れ入ります、1ページおめくりいただきまして、72、73ページをお願いいたします。(3) 固定資産評価事業では、次回令和9年度の評価替えに向けた委託料などを計上しております。以上でございます。

町 民 課 長 項、目ともに戸籍住民基本台帳費は、住民票の写しや戸籍証明書、個人番号カードなどの発行のための費用となります。

(1) 一般事務経費では、12、委託料のマイナンバーカード申請支援業務委託料として、寄地区住民の利便性を図るために、寄郵便局に写真撮影を含めた申請業務を委託するものでございます。

74、75ページを御覧ください。18、負担金補助及び交付金のカード裏書きシステム導入費負担金は、マイナンバーカードなどの裏側に変更後の住所等を記

載するシステムを導入する費用でございます。

(2) 戸籍電算システム管理経費は、戸籍電算システムの賃借料と戸籍クラウド等利用料が主なものになります。

12、委託料の戸籍電算システム改修委託料につきましては、法改正に基づく戸籍の読み仮名に対応するための改修費用でございます。

3、会計年度任用職員給与費は、マイナンバーカード交付事務等の窓口業務サービス従事者3名分の報酬と期末手当でございます。説明は以上でございます。

総務課長 項4、選挙費、目1、選挙管理委員会費です。選挙管理委員会費は、選挙管理委員会運営に要する経費でございます。以上です。

参事兼政策推進課長 それでは、項、統計調査費でございます。ページのほうは76、77ページをお願いいたします。主なものにつきましては、10分の10の補助事業として推進します新たに農林業センサスの調査員やら全国家計構造調査によるものが主なものでございます。

続きまして、項、監査委員費でございます。こちらにつきましては、毎月の例月出納、決算審査、そして定期監査や県の研修、また現地の視察、補助団体における監査に伴う経費でございます。以上です。

福祉課長 それでは、款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉総務費でございます。主なものについて、2の社会福祉業務に要する経費として、すみません、80ページ、81ページを御覧ください。中段にですね、松田町健康福祉センターに関する維持管理に係る経費を計上させていただき、主なものとして火災、また火災報知設備改修工事などを計上しております。また、指定管理については、令和7年度まで松田町社会福祉協議会に委託し、債務負担をお認めいただいております。

下段の(5) 価格高騰支援事業では、町内在住の75歳以上の高齢者、妊産婦者、出産1年以内とかパスポート会員は除きますが、これらを対象としたAIデマンドバスの乗車運賃の一部を助成する経費を計上してございます。

続きまして、82、83ページを御覧ください。説明欄3、繰出金に要する経費

では、国民健康保険事業特別会計及び介護保険事業特別会計において、法定割合に基づく繰出金をそれぞれ計上してございます。

続きまして、目、老人福祉総務費です。説明欄1、高齢者福祉業務及び医療に関する経費の(2)として、後期高齢者医療運営事業では、後期高齢者医療広域連合への負担する経費等を計上し、(3)町敬老会関係では条例に基づく敬老祝い金、敬老会開催に伴う経費などを計上してございます。

続きまして、84ページ、85ページを御覧ください。(6)シニアクラブ活動推進事業では、シニアクラブの活動をですね、推進していくための補助金等を計上してございます。(7)高齢者見守り事業としては、ICT機器を活用した高齢者とその家族をつなぐ見守り事業の推進、(8)フレイル予防事業では、フレイル予防サポーターを養成するなど、健康な高齢者の維持に努めてまいります。

続きまして、目3、障害者福祉費でございます。説明欄1、障害者支援及び給付等に要する経費として、下段の(2)重度障害者医療費です。こちらは、障害者手帳をお持ちの方で重度の方に対する医療費の自己負担分の助成を行っております。

86、87ページを御覧ください。説明欄の(3)障害福祉サービス等給付事業では、障害のある方が自宅や施設で自立した生活を送れるように、障害者総合支援法及び児童福祉法による給付事業で、サービスに対する給付を助成し、中段(4)地域生活支援事業では、地域での生活を支援するため、手話通訳者の派遣、移動に係る燃料費や施設通所者への交通費などを助成し、(5)障害者機能訓練・社会参加支援・啓発事業では、地域で生活する障害者の相談支援事業、地域活動支援センターの事業に係る経費を計上しております。

続きまして、88ページ、89ページを御覧ください。目4、国民年金費では、国民年金事務に要する経費を計上してございます。

民生費、社会福祉費の説明については以上でございます。

議

長 それでは、こちらで暫時休憩いたします。10時15分より再開いたします。

(10時02分)

議 長 それでは、休憩を解いて再開いたします。 (10時15分)

子育て健康課長 それでは、予算書88、89ページを御覧ください。款3、民生費、項2、児童福祉費でございます。児童福祉費は、乳幼児を育成するための助成や支援についての事業及び児童を養育するための扶助や保育所に対して委託料や補助金の支給を行うなどの事業、また学童保育運営に係る経費を計上しております。

目1、児童福祉総務費の主なものですが、中段でございます(2)でございます。説明欄の(2)です。小児医療費助成事業では、0歳から18歳までの子供の医療費を助成し、育成支援と保護者の経済的負担を軽減するための経費でございます。(3)ひとり親家庭等医療費助成事業では、ひとり親家庭などを対象に医療費の一部を助成するための経費でございます。(4)子育て支援センター・ファミリーサポート事業では、子育て支援センターにおいては、親子の交流する場を提供し、子育てに対する不安解消を図るための経費となります。また、ファミリーサポートセンターでは、安心して子育てができるよう、地域の中で助け合う仕組みづくりを図るための経費でございます。

90、91ページを御覧ください。(5)学童保育運営事業では、保護者の就労等により、昼間留守家庭の児童の健全な育成と安全確保のため、放課後の保育を実施するための経費でございます。(6)子ども・子育て支援事業計画推進事業ですが、第3期松田町子ども・子育て支援事業計画策定に係る経費でございます。

93ページ上段でございます。子育て世帯支援事業では、出産・育児関連用品購入に充てるための給付に係る経費でございます。(10)会計年度任用職員給与費では、児童相談員、学童保育指導員等に係る会計年度任用職員の人件費となります。

93ページの中段、目2、児童措置費の主なものですが、(1)保育所運営事業では、保育所の運営に係る経費として、国・県の制度に基づき補助をするための経費でございます。(2)保育促進事業では、延長保育や一時預かり保育の促進を図るため、国・県の制度に基づきまして、保育所への補助をするための経費でございます。(3)児童手当事業では、子育て世帯への支援として、

児童手当を給付するための経費でございます。

93ページ下段から95ページにまたがります。(4)小規模保育事業では、小規模保育所の維持管理等に係る経費でございます。

続きまして、94、95ページからの款4、衛生費、項1、保健衛生費でございます。この保健衛生費は、医師会など関係団体への負担金、庁用車の管理経費、乳幼児から後期高齢者までの健康関連事業等の経費を計上しております。

96、97ページを御覧ください。項1、保健衛生費、目1、保健衛生総務費の主なものですが、中段でございます(1)一般管理経費では、保健事業に係る足柄上医師会ほか各種団体への負担金及び保健事業に係る経費でございます。

98、99ページを御覧ください。(4)会計年度任用職員給与費では、健康福祉センター内の未病センター利用者相談対応職員の人件費でございます。

99ページ中段、目2、予防費の主なものですが、(1)母子保健事業では、母子保健法に基づいた健康診査、健康教育、健康相談等に係る経費となります。このうち産婦健診につきましては、費用助成を2回分とした拡充事業となります。

100ページ、101ページを御覧ください。上段でございます(2)感染症予防事業では、予防接種法に基づいた感染症予防のための定期予防接種等の事業、また、新型コロナワクチンの定期接種化に伴う経費でございます。(3)健康増進事業では、健康増進法に基づいた健康診査、健康教育、健康相談、がん検診などの事業実施に係る経費となります。(5)後期高齢者保健事業では、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、75歳以上の高齢者を対象とした健康診査事業、保健指導事業、健診受診率向上事業に係る経費でございます。

恐れ入ります、102、103ページを御覧ください。(6)出産・子育て応援事業では、出産・子育て応援給付金事業、妊娠期から子育て期まで切れ目のない伴走型相談事業に係る経費でございます。(7)会計年度任用職員給与費では、子育て包括支援センター内の母子保健コーディネーターの人件費でございます。

説明は以上となります。

議 長 94ページ、95ページの災害救助費のところは抜けましたけれども、こちらは。

安全防災担当室長 3、災害救助費です。救助費は、災害救援事業としまして、旅費、需用費、使用料、賃借料を設定してます。以上です。

環境上下水道課長 それでは、款、衛生費、項、保健衛生費、目、環境対策費でございます。104、105ページをお願いします。（4）鳥獣防除対策事業につきましては、有害鳥獣の被害対策を目的とした捕獲、駆除活動や、熊やヤマビルの対策に係る経費でございます。（5）小田原市斎場事務等に要する経費につきましては、斎場の運営に係る事務委託経費でございます。（6）再生可能エネルギー利用促進事業につきましては、脱炭素社会の実現に向けた再生可能エネルギーの利用及び省エネの推進に係る経費でございます。住宅用太陽光発電システムの購入や家庭用給湯システム、住宅用電気自動車充電設備の設置に対する補助等でございます。

106、107ページをお願いします。（8）ジビエ処理加工施設運営事業につきましては、足柄上5町で連携したあしがらジビエ工房の運営に係る経費でございます。

項、清掃費、目、塵芥処理費の（1）一般事務経費につきましては、足柄東部清掃組合の負担金につきましては、一般廃棄物の共同処理を行うため、中井・大井・松田の3町で構成する足柄東部清掃組合の運営や、廃棄物処理についての費用に係る経費でございます。その下、あしがら上地区資源循環型処理施設整備調整会議負担金につきましては、足柄上地区1市5町の廃棄物処理の広域化に向けた検討及び調整に係る事務局職員の人件費及び事業費に対する負担金でございます。

108、109ページをお願いします。（3）ごみ減量推進事業につきましては、循環型社会の形成に向け、廃棄物の減量及び再資源化の促進を図るため、引き続き町民へ配付する家庭用コンポスト及びペットボトル圧縮機等の購入に係る経費でございます。（4）廃棄物収集運搬委託事業につきましては、町内で排出される燃やすごみ、不燃ごみ、資源ごみなど一般廃棄物を適正に処理するため、収集運搬業務委託に関する経費を計上しております。

目の2、し尿処理の主な経費につきましては、合併処理浄化槽整備補助金に

つきましては、河川等の水質の向上を図るため、寄地区における単独処理浄化槽及び汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を行う際の費用の一部を補助するものでございます。その下、足柄上衛生組合負担金につきましては、足柄上地区1市5町で構成する足柄上衛生組合のし尿処理施設の運営に係る費用に対する負担金でございます。以上でございます。

観光経済課長 112ページ、113ページをお開きください。款5、農林水産業費、項1、農業費の目3、農業振興費につきましては、農業振興施策を推進するための補助制度等に関わる経費でございます。中段の18、負担金補助及び交付金につきましては、農地保全や農地振興を目的に各種支援制度を継続して展開いたします。このうち、農地保全を図るため、新規就農者等担い手支援補助金、農業支援隊活動補助金、農業経営収入保険加入促進補助金などがございます。

次のページ、114、115ページをお開きください。目4、自然休養村管理経費につきましては、寄への観光客を迎えるために、自然休養村管理センターの維持管理に関わる経費でございます。

次に、120、121ページをお開きください。最下段の款6、商工費、項2、商工費、目1、商工振興費の(8)松田町・寄村合併70周年記念商品作成事業につきましては、令和7年度に迎える合併70周年記念時に、町の魅力発信に資する商品作成を支援するための経費でございます。

次のページ、122、123ページをお開きください。最上段の(9)物価高騰支援事業につきましては、町商工振興会による商工振興商品券発行事業への補助に関わる経費でございます。

次に、126、127ページをお開きください。上段の項2、観光費、目1、観光振興費の(6)観光スポーツ施設整備事業につきましては、寄みやま運動広場人工芝新設工事に関わる経費でございます。その下の(7)スポーツツーリズム推進事業につきましては、町内のスポーツ施設を活用した観光事業に要する経費でございます。

同じページの中段、(1)県西地域活性化プロジェクト推進事業につきましては、寄地区の活性化のため、デジタル技術・デジタル人材の活用と育成・研

修を実施し、各施設・各体験プログラムの予約受入れ等の利便性向上や、地域資源を取りまとめて発信する仕組みを構築する事業経費でございます。

次に、同じページの下段、（２）公園管理事務経費につきましては、町内公園の適切な管理に関わる経費や、公園の利用を促進する整備工事を実施する経費でございます。令和６年度は、宮下児童公園の環境整備やアーバンスポーツパークの整備を実施いたします。これ以降の公園管理経費につきましては、子ども館、自然館、最明寺史跡公園ほか通年の維持管理経費になります。

説明は以上になります。

まちづくり課長 それでは、土木費の説明となります。おめくりいただきまして、132、133ページのほうをお願いいたします。款の7、土木費です。予算説明資料につきましては29ページ以降となっております。それでは、中段以降、項の1、土木管理費、目の1、土木総務費におきましては、職員人件費に要する経費となります。

おめくりいただきまして、134、135ページをお願いいたします。説明欄の（３）地籍調査事業は、こちらについては継続して推進をしておるところです。新年度におきましても立会い調査等ですね、7.2ヘクタールを実施予定でございます。

おめくりいただきまして、136、137ページでございます。項の2、道路橋梁費、目の1、道路橋梁総務費の主なものといたしましては、来年度に発足を予定しております十文字橋の在り方を検討する委員会に係る報償費ですね、これは新規でございます。また、道路照明灯や町道5号線可動橋ポンプ室の電気料などを計上してございます。

このページの中段以降、目の2からは道路維持費でございます。道路維持に要する経費として、町道の小規模補修費、また町道ののり面草刈り委託料などを計上してございます。下段の道路補修事業といたしましては、生活道路の補修、道路安全施設の設置、町道の舗装、維持補修、路面標示の設置のほか、箇所的な工事といたしましては、139ページのほうになります。おめくりください。寄11号線舗装工事、寄6号線舗装工事、17-1号線側溝補修工事を計上してご

ございます。参考資料1のほうではですね、工事予定箇所説明資料として、こちららは8ページから13ページにわたって箇所的なものについては平面図及び標準横断図を記載してございます。後ほど御高覧のほうをお願いいたします。

続いて、目の3、道路新設改良費でございます。道路改良に伴う登記や用地調査、こういったものの委託を実施するとともに、改良の工事箇所といたしましては、23号線、また寄15号線の拡幅等を予定してございます。工事予定箇所説明資料につきましては、14ページから17ページに詳細を記載しておりますので、御高覧のほうをお願いいたします。

続きまして、目の4でございます。橋梁維持費では、5年ごとに法定で決められております点検をですね、十文字橋で今年度は実施をいたします。

項の3、河川費、目1、河川総務費でございます。河川・水路自然浄化対策推進事業は、生態系に配慮した河川・水路の整備及び効果の検証に係る事業で、引き続き県の水源環境税を活用して実施していきます。新年度におきましては、継続的に行ってきた測量・設計に基づきまして、寄の川戸川下流部の護岸整備を行います。

おめくりいただきまして、140、141ページをお願いいたします。項の4、都市計画費、目1、都市計画総務費では、市街化区域を定める線引きの見直しや、駅周辺事業と連動して定める用途地域の変更等に係る都市計画図書の作成業務委託を予定しております。また、負担金補助及び交付金におきましては、木造住宅耐震化対策推進のための耐震診断、改修工事、危険ブロック等撤去、耐震ベッド設置など、減災に向けた補助金のほうを計上してございます。

その下、(3)新松田駅周辺整備事業では、すみません、おめくりいただきまして、143ページ上段となります。新松田駅北口再開発事業支援及び設計業務委託料では、再開発準備組合の活動支援を継続し、都市計画決定に向けて基本計画の策定及び関連図書の作成をいたします。また、同事業の推進に備え、基金に積み立てをいたします。

続いて、目の2、都市整備事業では、新松田駅南口駅前広場整備事業に要する経費として、建物・工作物調査委託、用地買収費、物件損失補償費を計上し

ております。同整備事業では、用地取得を最優先とし、粘り強く交渉をしてまいります。

目の3、都市排水路では、都市排水路の維持・修繕に要する経費となります。

続いて、項の5、住宅費、目1、住宅建設費については、家屋購入費及び町営住宅基金積み立てとして計上しております。以上です。

安全防災担当室長 款の8、消防費、項1、消防費、目、常備消防費を御覧ください。16、公有財産購入費のほうは、小田原市消防本部足柄消防署松田分署再整備の用地購入費です。18、負担金補助及び交付金につきましては、消防・救急業務を委託している小田原市消防本部への負担金です。

次のページをおめくりください。目2、非常備消防費です。主なところは、1、報酬です。10、需用費のところの消耗品では、消防活動服新基準へ更新する費用を計上しています。

目3、消防施設費です。こちらのほうは、施設や庁用車、消防水利の保険料や管理経費などのことです。

次のページ、146、147ページを御覧ください。目4、災害対策費です。災害対策費の10、需用費、こちらのほうは、火災警報器設置事業のための機材購入のための経費です。（2）施設管理経費の12、委託料は、耐震性貯水槽の保守点検料です。

次のページを御覧ください。148、149ページの（4）防災資機材等整備事業の10、需用費のほうでは、医療食や保存水などを購入しております。13、使用料及び賃借料では、災害用毛布の再梱包の経費を計上しています。14、工事請負費では、防災資機材倉庫2基分の経費です。17、備品購入費では、マンホールトイレや発電機、貯水槽用のポンプ、訓練用のAED等の経費です。以上です。

教 育 課 長 それでは、同じページ、148、149ページになります。款の9、教育費でございます。別添予算説明資料は31ページからとなっております。本年度予算額6億6,192万8,000円、前年度比9,429万8,000円、率にして16.6%の減でございます。主な増額の要因といたしましては、松田中学校太陽光設備工事のほか、寄

小学校の施設整備に際しまして、耐力度調査及び設計委託、また松田小学校及び松田中学校に松田産の木材を使った学習機の購入、また、私立幼稚園等教育給付費の増などが主な理由でございます。

次のページ、150ページ、151ページをお願いいたします。項の1、教育総務費、目の1、教育委員会費でございます。教育委員会制度を運営するための経費を計上し、教育委員報酬が主なものでございます。

その下、目の2、事務局費では、事務局職員、幼稚園教諭の給与のほか、次ページをお願いいたします、152ページ、153ページにまたがりませんが、会計年度任用職員給与費といたしまして、外国語指導助手、いわゆるALTやバス運転手の人件費などを計上しております。

中段になります。2、幼稚園、学校教育活動全般に要する経費では、学校運営に係る各経費のほか、1枚おめくりください。154ページ、155ページになります。（「もう少しゆっくり言っていただけますか。」の声あり）はい、申し訳ございません。17、備品購入費でございます。松田小学校及び松田中学校に松田産の木材を使った学習機の購入、その下、18、負担金補助及び交付金では、給食費保護者負担軽減措置補助金といたしまして、小・中学生には1人当たり月額950円、幼稚園児には200円を引き続き補助するものでございます。19、扶助費でございます。施設等利用給付費につきましては、町内在住で子ども・子育て支援制度へ移行していない私立幼稚園、いわゆる未移行幼稚園に通う園児の保護者に対し、一定の補助限度額を設け、交付するものでございます。その下、私立幼稚園等教育給付費につきましては、町内在住で子ども・子育て支援制度へ移行した私立幼稚園に対し、認定こども園保育料を交付するものでございます。その下、副食費の実費徴収に係る補足給付費につきましては、町内在住で未移行幼稚園通園園児の保護者に対しまして、給食の主食費以外の食材に係る費用を補助するものでございます。

1枚おめくりください。156、157ページをお願いいたします。（6）適応指導教室事業では、登校が困難な児童・生徒の居場所づくりのための経費を支出し、（7）英語教育推進事業では、12、委託料といたしまして、外国語指導助

手派遣支援委託料を計上し、また18、負担金補助及び交付金では、英語検定試験への動機づけの一助として英語検定に係る費用の補助をいたします。(10) 教育施設電算管理経費では、小・中学校で利用する校務支援システムなどの保守委託に要する経費を計上させていただきました。

最下段から次ページ、158、159ページにまたがりませんが、(11) 学校ICT推進事業では、ICT活用促進事業委託といたしまして、ICT支援員を各学校に派遣するほか、児童・生徒に貸与しているタブレット端末の保守、周辺機器の賃借に要する経費を計上いたしております。(12) コミュニティ・スクール事業、(13) 部活動の地域移行に向けた事業につきましては、導入推進委員会、推進協議会の運営に関する経費を計上し、(14) 物価高騰支援事業では、従来より実施してきた幼稚園200円、小・中学校950円の補助に加え、令和6年4月より改正する給食費の保護者負担分の半額を物価高騰対策として支援するものでございます。

続きまして、同じページ、項の2、小学校費、目の1、寄小学校費でございます。予算増の理由といたしましては、施設整備事業として計上した耐力度調査、改修設計、屋内運動場防球ネット設置工事などが主な理由でございます。そのほか、主に学校管理運営に関する経費を計上しておるところでございます。

おめくりいただきまして、162、163ページをお願いいたします。こちらが最上段、予算増の主な理由である施設整備事業といたしまして、令和7年度以降、寄小学校の改修の準備といたしまして、校舎の耐力度測定及び改修設計に関わる委託費を計上してございます。その下、14、工事請負費では、屋内運動場防球ネット設置に関わる経費を計上してございます。ほかに、プール管理などの施設の維持管理経費や会計年度任用職員の雇用に関する経費、要保護及び準要保護児童就学援助費として、経済的な理由による就学が困難な学齢生徒の保護者に対して就学援助を行う経費、また、給食の提供に関する経費などを計上しております。

164ページ、165ページをお願いいたします。中段より下、目の2、松田小学校費でございます。昨年度より減の理由は、太陽光発電整備工事が終了したこ

とによるものでございます。寄小学校同様、管理的・義務的経費の支出を行うほか、プール管理、就学援助、給食の提供に関する経費を計上しております。

少し飛びまして、170ページ、171ページをお願いいたします。項の3、中学校費、目の1、松田中学校費でございます。昨年度より増の理由といたしましては、整備に要する経費として、太陽光発電設備整備に関する経費を計上したためでございます。小学校費同様、管理的・義務的経費の支出を行うほか、プール管理、就学援助、給食の提供に関する経費、また、スクールバスの運行に関する経費を計上しております。

少し飛びまして、176、177ページをお願いいたします。中段、項の4、幼稚園費、目の1、松田幼稚園費でございます。昨年度より減の理由といたしましては、昨日お認めいただきました繰越し予算で実施予定である園舎改修のための設計委託が終了したことによるものでございます。小・中学校同様に、管理的・義務的経費の支出を行うほか、預かり保育に関する経費、また給食提供に関する経費を計上しております。

少し飛びまして、180ページ、181ページをお願いいたします。目の2、寄幼稚園費でございます。こちらも松田幼稚園と同様の支出項目でございますが、下段の(2)施設整備事業といたしまして、園舎の屋上改修工事を実施するための経費を計上させていただきました。

続きまして、項の5、社会教育費でございます。おめぐりいただきまして、182ページ、183ページをお願いいたします。1、社会教育事務全般に要する経費では、社会教育委員の報酬のほか、中段になります18、負担金補助及び交付金におきまして、中高生を対象に文化・芸術・スポーツなど、各分野において活躍することが期待される生徒の支援のため、未来トップランナー育成・応援助成金を、また、町内の小学生が所属するスポーツ団体、文化団体を対象に育成及び振興を目的としたスーパーキッズ育成団体助成金を計上し、引き続き未来を担う人材育成に取り組んでまいります。(2)といたしまして、放課後子ども教室事業では、国・県補助金を活用しまして、ボランティアの方の協力のもと、放課後に小学校の子供たちに安全・安心な活動拠点を提供し、学習活動

を行う予定でございます。（3）地域学校協働活動推進事業、いわゆる寺子屋まつりでございます。地域の方々の協力によりまして、子供の居場所づくりとして、土曜・日曜・休日に様々なプログラムを実施し、子供たちにとってより豊かな体験や学習活動ができるよう支援するための事業経費でございます。

1枚おめくりいただきまして、184、185ページをお願いいたします。（5）でございます。次世代デジタル人材育成事業では、中高生のデジタルスキル向上のため、プログラミング学習や生成AIの利用の仕方を学んだり、オンライン上で全国から集まった同世代の子供たちと約8か月にわたり事業を実施するものでございます。成果といたしましては、町の魅力を紹介するウェブサイトの作成などを予定してございます。その下、（6）松田町・寄村合併70周年記念全国松田サミット開催準備に要する経費につきましては、令和7年に迎える松田町・寄村合併70周年を前に、準備委員会を立ち上げるための経費となっております。

186、187ページをお願いいたします。目の2、青少年教育費でございます。中学校交流洋上体験研修や青少年キャンプの参加経費のほか、青少年教育推進事業で青少年問題協議会委員及び青少年指導員の報酬を計上してございます。

続きまして、目の3、図書館費になります。図書館運営及び維持管理に必要なシステムの使用料や受付事務等に從事していただく人件費などを計上してございます。

おめくりください。188、189ページをお願いいたします。目の4、文化財費でございます。文化財保護委員の報酬のほか、民俗芸能伝承教室の開催経費や、寄祭囃子保存会、大名行列保存会への補助金などの経費を計上してございます。

続きまして、目の5、生涯学習センター管理費でございます。生涯学習センターの予算では、事務機器の使用料など、窓口事務に関わる一般事務経費と、施設の維持管理経費として光熱水費や法定の設備機器点検が主なものでございます。

190ページ、191ページをお願いいたします。中段になります、14、工事請負費につきましては、貯水槽の修繕などを行う予定でございます。

192、193ページをお願いいたします。項の6、保健体育費、目の1、保健体育総務費でございます。説明欄中段、(2)でございます。スポーツ振興推進事業といたしまして、スポーツ推進委員の報酬のほか、町民スポーツ大会開催委託料やスポーツ協会の補助金を計上してございます。その下、(3)地域スポーツ活動推進事業では、町民を対象としたスポーツ教室の開催などを実施する予定でございます。

194、195ページをお願いいたします。保健体育総務費の体育施設管理に要する経費といたしまして、12、委託料で、酒匂川の町民親水広場等の維持管理に必要な経費を計上したほか、その下、14、工事請負費では、町体育館のカーテン工事を実施する経費を計上してございます。教育費の説明は以上でございます。

参事兼政策推進課長

それでは、款、項、公債費でございます。こちらにつきましては、ページの222ページから235ページに記載されています元金と利子によるものでございます。元金につきましては138本、利子につきましては161本を計上しているところでございます。

続きまして、款、諸支出金、項、公営企業費でございます。こちらにつきましては、企業会計への繰出金につきましては、予算の作り方からしまして、諸支出金として今回計上をさせていただいているところでございます。主なものにつきましては、寄簡易水道事業会計への支出金といたしまして、その会計への負担金、法定に伴う負担金として計上してございます。

また、下水道事業会計への支出金といたしまして、196、197ページになります。法定に基づきます貸付金、そして法定に基づく負担金として支出する計上となっております。

最後になりますが、予備費でございます。予備費につきましては、昨年度より800万円の増額の4,000万円を計上しているところでございます。

続きましてですね、199ページでございます。こちらは投資的事業の概要を記載させていただいております。

200ページ、201ページにつきましては、節別集計表を記載をさせていただ

てございます。

202ページから217ページまでが給与費の明細書、一般会計及び全会計を記載をさせていただきます。

218ページから220ページ、こちらが債務負担行為に伴う調書でございます。件数は60件の債務負担行為の件数でございます。

221ページでございます。こちらは地方債でございます。地方債の前々年度及び前年度末現在高見込みと、そして当年度末の現在高見込額を記載をさせていただいているところでございます。

先ほどちょっと御説明させていただいた222ページから235ページまでが公債費の元金、起債額の元金と利子の一覧表になっておりますので、後ほど御高覧ください。以上になります。

議 長 それでは、ここで暫時休憩をいたします。11時10分より再開いたします。
(10時58分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。
(11時10分)

細部の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。本日の質疑につきましては、款、項を中心とし、比較的大きな質問とさせていただきます。では、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

11番 飯 田 2点ばかりお願いします。まず1つはですね、31ページ、ふるさと応援寄附金の項目なんですけど、今年はですね、1億2,000万見込んでるというふうなことなんですけど、逆にですね、町からの流出ってありますよね、それはどのくらいなのかを教えてくださいのと、それが1つですね。

もう一つは127ページ、寄みやま運動広場人工芝新設工事というのがあるんですけど、年間にですね、ここの人工芝を張ったところに、今、今は現在まだ張ってないわけなんですけど、2月にやってるロウバイまつりがありますよね、それを駐車場で約1か月使っていると。それとあと、5月の若葉まつりでも駐車場として使ってますよね。そうしたときに、人工芝ですから、その上に車がどんどん入ってくるわけなんです。それは1月、2月には1か月間、毎日のように車が入ってくるんですけど、それに対してね、今後ですね、そこの駐車場、相変

わらずそういうふうに使った場合に、当然人工芝ですから芝が折れたり曲がったり押し潰されたりですね、いろいろ弊害があると思うんですが、その辺をどういうふうにお考えか、ちょっとお伺いしたいと思います。

参事兼政策推進課長　　まずですね、ふるさと応援寄附金ということで1億2,000万円とまち・ひと・しごとの創生寄附金を10万円見込んでございます。歳入のほうに見込んでいます。歳出のほうは、基本的に59ページにふるさと納税返礼品発送等委託料6,240万円がございしますが、こちらのほうは…（「そんなこと聞いてないよ。うちからほかの町に。」の声あり）

税 務 課 長　　松田の町民の方が町外の市町村にふるさと納税や、それ以外の寄附金ということで予算を見させていただいております。影響額としては2,630万円ほど見込んでおります。

1 1 番 飯 田　　そうしますと、純で約1億円ぐらいい入ってくるというふうな。流出は2,630万ですね、それで入ってくるのが1億2,000万ですから、約1億円近くの純の、それから返礼品もあるんでしょうけど、1億円ということで理解しました。それで、このふるさと応援寄附金の流出ですね、町からの。これは傾向としてですね、ふるさと応援寄附金でもらっているほうは最高1億5,000万ぐらいいいった年があったと思うんですが、この流出については、傾向的にね、年々増えているのか、大体この辺で推移しているのか、あるいは減っているのか、その辺はどういうふうな感じで動いてますでしょうか。

税 務 課 長　　傾向といたしましては、平成27年が影響額としては49万1,000円、平成28年がぐっと上がって3,000万、そこから6,000万、9,000万、1,000万とだんだん増えていっております。令和5年度では2,500万弱ぐらいいですかね、の流出となっております。

参事兼政策推進課長　　先ほどですね、1億5,000万円ほどが過去にあったということなんですけど、平成の3年が一番寄附額が多くてですね、1億200万が、これが一番今までは高かった年です。1億200万。（「一番少ない。」の声あり）多いときです。（私語あり）

議 長　　挙手をお願いします。

1 1 番 飯 田 一番大きいときはですね、1億5,000万あったと思うんですが。
参事兼政策推進課長 今、決算の状況を見ますと1億200万円になっております。以上です。

1 1 番 飯 田 それから、さっき聞いたのはですね、じゃあ毎年町のほうから流出の金額を聞いたわけなんですけど、27年が4,900…（「49万。」の声あり）49万、それで3,000万、6,000万、9,000万ですか。（「それは全然違う数字です。訂正します。」「申し訳ありません。」の声あり）そうですね。最初の回答とちょっと違ってるのでお願いします。

税 務 課 長 訂正をさせていただきます。平成27年で49万1,000円、ふるさと納税だけで49万1,000円。そのほかの寄附を含めると53万円。平成28年が304万円、そのほかの寄附も含めると310万円ほど。それ以降、600万、900万と徐々に増えていって、令和5年度では2,500万弱。

議 長 よろしいですか。

1 1 番 飯 田 ちょっとよく分からないんですけど、じゃあ平成27年度では491万円…49万1,000円、それが平成5年度ですか、2,630万ということでしょうか。だんだん増えているということ。（「そのとおりです。」の声あり）傾向としてはそういうことですね。いずれにしても収入が支出を大幅に上回っているんで、まあいいかなというふうに思いますので。

それともう一つですね、127ページのみやま運動広場人工芝新設工事についてなんですが。（「聞いたので回答します。」の声あり）お願いします。

観 光 経 済 課 長 整備した次の年から、現状のとおりロウバイまつりや若葉まつりで駐車場として使用した場合、整備費を見込んでおります。現時点の見積りでは、1回当たり55万円程度と確認しております。以上です。（「そんなこと聞いてない。車が乗ると芝を台無しにする。」の声あり）失礼いたしました。車は乗るけど芝は大丈夫かというのは、大丈夫でございます。

1 1 番 飯 田 車が大丈夫じゃなくてね、逆ですよ。芝は大丈夫なのかというふうなことですよね。それで、例えば人工芝に全部張り替えた場合に、車がどんどん入ると芝もこう、人工芝が折れますよね、タイヤとか車の重さで。そうした場合に、その切れた芝がですね、中津川をずっと下って行って太平洋へ流れ込むと思う

んですが、そういう辺りの考え方ですかね、当然あれは腐らない材質だと思うんですよ、水か何かでね、流れて行く途中で太平洋までたどり着くのか、途中でどこか埋まっちゃうのか分からないんですが、その辺の考え方っていうんですかね、自然に対する影響、そういうのはどういうふうにお考えでしょうか。

観光経済課長 整備する人工芝は、耐久性で湿度の抑制効果がある環境に配慮したものを考えております。流出防止には、マイクロプラスチック流出を抑制したフィルター、水路とかそういうところにフィルターつきのものとか、そういったもので環境に流出しないように環境に配慮したものとして計画を予定したいと考えております。

参事兼政策推進課長 この人工芝につきましては、規定、昔のですね、こういう小っちゃいチップとか芝生でなくですね、今ほとんどの高校とか大学とかで、やっぱり自然環境の中にあるところにもですね、例えば御殿場のビール園とか、やっております。そこはなぜという形があるんですけども、基本的には、今言った耐久力につきましては、過去5年の中で見ても98%ほとんど抜けないという状況の今、人工芝を使っております。町もそのような形でまずそこは考えます。ただし、チップ、よく言われたのは、その中にあるチップがゴム、これが一番問題だというのが今、国でも言われているんですけど、全国でも言われているんです。そこをどういうものにしていこうかと。現在、南足柄市が同じような黒のチップを入れているんですね。あの黒のチップは非常に体のほうに影響があるのではないかというふうにありますので、その辺も含めて環境問題と体の問題には対策を取ると。先ほど言いました排水の問題ですね。排水に抜けないような仕組みをこれから事業者さんで提案をしてもらいながら、一番いい環境に対処する方法ですね。あと、先ほどの車の問題もあると思います。私の知っている高校の人工芝でやっているところで、月に3回ぐらい車をがんがん入れているところがあります。もうそこが7年、8年目を迎えるんですけど、全然問題なくやっているという状況もありますので、絶対大丈夫とは言えませんが、そういうものを含めて今回の整備に臨んだというところでございます。以上です。

11番 飯田 調べた結果ですね、車、芝生って立ってますよね、車が通ったりなんかする

と当然なぎ倒されてというふうなことでね、かなりダメージを受けるのかというふうな考えでちょっと質問させてもらいました。今みたいにですね、耐久性があるというふうなことであれば、特に問題ないのかなというふうに思います。

それで、人工芝ということなのでね、いつかはまた張り替えなきゃいけない時期が来ると思うんですけど、今、みやまの運動広場へ敷こうというふうな計画の人工芝は、大体耐用年数は何年ぐらいでしょうか。

観光経済課長 通常では7年程度と。7年から10年とされています。

11番 飯田 7年か8年で、まあもたせても、例えば10年もたせて、それでまた人工芝張り替えというふうな仕事が発生するのでしょうか。

参事兼政策推進課長 まずですね、7年か8年という形で原則言われてますけども、通常は、今現在いろんなところでやっている、Jリーグのグラウンドもそうだし、どこも10年か15年とされています。ほとんどが10年ぐらいで整備し直しているかというところ、ほとんどそうではないですね、15から20年ぐらいをして、その上のだけ張り替えるというところなので、今ある予算の3分の1から2分の1ぐらいで張り替えだけで済むと。それに対して、維持管理を15年やっていく費用とどちらが比較した、そういうデータも全部出して今回は人工芝にしたということがございますので、その辺はよろしくをお願いします。

11番 飯田 そういうことであるならばですね、なるべく、財政的な問題もあるでしょうけど、長く使えて、使用料もね、入ってくるでしょうから、その辺でうまく運営していただければということなので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上で終わります。

議 長 ほかには。

9番 井上 2点ですね、お願ひをいたします。まず1点目は、歳入でですね、寄みやま運動広場整備事業債ということで6,600…。

議 長 ページは。

9番 井上 ページはね、37ページですね。

議 長 37ページ。

9番 井上 6,690万の起債があります。予算のほうの説明資料を見ますとですね、先ほど、

前者が質問されたみやま運動広場人工芝新設に係る工事のですね、財源内訳が
ございます。基本的には、起債を起こしますと、一般財源というのが25%とか
ですね、何%は一般財源負担をするようにというのが本来の起債の形ではない
かなと思います。これにつきましてですね、その説明資料の中では、一般財源
はゼロで、その他財源が入ってきているということですので、その辺のちょっ
と起債のほうの、こういった起債もあるのかというふうな説明があればですね、
とか、その他財源でそこは負担をしているのでということ起債としては成り
立つのか、その辺がちょっと不明ですので、お知らせいただきたいと思います。

それからですね、先ほどですね、歳出のほうで、ちょっとページがね、公共
施設へのですね、積立金をですね、これですね、49ページ、町有財産管理の
ですね、積立金4,000万ということでありました。その辺のこの公共施設の整備計
画に伴う形の中での積立金だと思います。この積立金の考え方をですね、毎年
度一定の額を積み立てていくような考え方なのか、その都度予算に余裕がある
ときにですね、そういった積立金を行うのか。もしある程度計画的に積立金
を行うのであれば、その公共施設整備のですね、計画に合わせた財源としての積
立金の積立計画、そういったものをお示しいただきたいと思います。その2点
をよろしくお願いいたします。

参事兼政策推進課長

寄みやま運動広場人工芝の新設工事ということで、予算額につきましては1
億4,113万7,000円という投資的な事業のところにも記載されてございます。県
のほうの事業、この県の補助金につきましては、自治基盤をこれは取りに行く
形になります。その次にですね、その他というところで、これは基金と、あと
t o t oスポーツ振興基金、ここでお金をある程度見越して、その残りを調整
するという考え方だと思うんですけども、ここはですね、起債協議を県として
おります。一般財に必ずなければいけないというものではないので、この辺は
町として町債をこの6,690万円起債したものでございます。以上です。

総務課長

今、井上議員の御質問で、公共施設等整備基金の計画的な予定があるのかと
いうことなんですけれども、計画的な予定というのは基本的になくて、予算の
中で余裕があればその中で積み立てていくような形で今は対応しております。

以上です。

9 番 井 上 それでは、1点目のですね、起債のほうの関係なんですけれども、6,690万円は、後ろのほうに地方債のですね、償還の計画なんかもあるかと思うんですけれども、どこでの借入れを想定されるのかを教えてくださいということ。

2点目のほうの公共施設等整備基金の積立金につきましては、その都度ということで、この4,000万をどこに使うかという見込みは今のところないと、総体の基金の中でやっていかれるということで、これ、歳入については、今年はこの基金からの取り崩しはないという考えでよろしいのでしょうか。起債、まず起債はどこ起債。

参事兼政策推進課長 現在協議しているのが、機構の部分から、機構ですね。（「機構っていうのは。」の声あり）国の機構ってありますよね。一般的に国のほうの起債の…。（私語あり）どこから借りるかですね。（私語あり）

議 長 すみません、挙手をお願いします。

9 番 井 上 起債というのはね、資金運用部の資金から借りるとか、ちょっと機構というのはよく分からないんですけれども、その辺がちょっと名称が、私の知っているのは昔の話なんでね、資金運用部とか、公営事業債とか、郵政資金とかですね、あとはそれ以外に民間のね、例えば横浜銀行とか、信用金庫とかのね、縁故債というそういった資金もあるかと思うんですけれども、そういった部分がね、どういった資金を借りるのかということが、この6,690万円の起債のですね、種類ということです。

参事兼政策推進課長 公営企業債ですね、そちらの国の資金がありますので、そこから借りる予定です。

総 務 課 長 2点目の質問でございます。今年はその公共施設整備基金を使う予定はないのかという話なんです、こちら、歳入のほうの33ページに公共施設整備基金繰入金として2,240万9,000円ということで、こちらのほうを予定しております。以上です。

9 番 井 上 1点目の起債のほうはそれで了解をいたしました。

2点目の、そこで取り崩しをしてなおかつ積立てをするというところがね、

それだったらその差額分の2,600万やって、4,000万やるのであれば、1,400万だけやればいいんじゃないかというふうに思うんですけど、その辺は別々に考えるということで、分かりました。

あと、将来計画ですね、この積立てのほうは、将来的な計画とかですね、公共施設整備計画がありますのでね、それに対する財源充当ということを、ここでなくともですね、また次の特別委員会の場合でもね、結構なんですけれども、そういったものであればですね、示していただければと思いますので、お考えだけお伺いをして終わりいたします。

参事兼政策推進課長 公共施設ですね、計画に伴う事業と公債費につきましては、今、財政推計、ちょっとまだ説明できてないので、財政推計、取り崩し。そこの一覧表の中に2048年度まで、各施設ですね、それぞれ小学校、中学校、生涯学習センター、今回位置づけてます。それは、今年度から新たな事業として位置づけて、それをどういうふうに返済していくかというのを位置づけておりますので、その中でまた報告をさせていただきます。以上です。

9 番 井 上 終わります。

議 長 ほかに。

8 番 田 代 2点ほどあります。令和4年の決算で監査委員から指摘を受けてます。これに対して、5年度で対応というのは難しいと思うので、6年度からある程度対応すべき内容かなということでお尋ねします。

まず1点目が、監査委員の指摘事項(2)です。酒匂川健康ふれあい広場は、長期にわたって使用できない状況にあるため、廃止を含めた施設の将来的な方針を決定されたいと、このような指摘を受けてます。これについては、私の記憶ですと、平成20年頃だと思うんですけども、篤志家である方から多大なる目的寄附を財源に健康福祉センターの隣接地の西側にある三角堤公園、これと、今度は河川内ですね、酒匂川の河川内にあるところを多目的グラウンドに整備したということで、監査委員の指摘については、この河原のことだと認識しています。河原のグラウンドだと思います。当初は、大井町との行政境にあることから、分担金を頂いて維持管理しています。そのときは運動場のほうも頂いてい

たような記憶があったんですけども、台風等の大雨で流されてしまって、今、上の公園のトイレとか、そういった三角堤の負担金を頂いているのかなというふうに認識してます。この内容について、グラウンドの部分ですよ、これについて、将来的な方針について示されたいというふうに出ていますので、町長のお考えについて、お願いいたします。

町長 まず、今年の、令和6年の予算については、本当に単純な草刈り、土手の草刈りとか、その程度の予算だけしか予算は組ませてもらってません。今後のその将来的な使い方についてのお話ですけども、私としては、あれだけやっぱり景色もいいところですし、非常にいいところですから、多目的のグラウンドというところまではないにしても、何かあの辺に行けば見えられるようにキャンプをやったり、和気あいあいとされているところもあるので、本当に費用をちょっと何とか捻出していければですね、たればの話をしちゃって申し訳ないですけど、本当に平らに整備して、あそこの1サイト幾らという形で、何ですかね、我々が管理している以上、そこをキャンプサイトみたいな格好で管理しつつですね、ちゃんと費用をもらいながらやっていくような運営ができないかなというふうには考えております。ですので、廃止を含めてという、そのマイナスのことばかりじゃなくて、どうやった格好で利活用できるかというふうにしていかないと、やっぱりね、名誉町民である方にも申し訳ないので、その辺はちょっと予算も含めたところで知恵を出したいというふうに考えているところです。以上です。

8 番 田 代 グラウンドを整備するときに、河川区域内だから流されるのではないだろうかという懸念も、懸念が行政サイドにありました。ところが、その篤志家の方は、そこで大昔砂利採取の事業をやっていたので、非常に思い入れがあったという話を聞いてます。そのようなことで整備をしたんですけども、当初想定したとおり、残念ながらあの倍ぐらいあった面積が今は半分ぐらいかな、それで落ち着いてるのかなという感じがしましたけれども、当初はそこでイベント、ダックレースをやったりだとか、足柄マルシェあたりもそうなのかな、結構有効に使ってました。現状で言うと、今は本当に厳しい状況になってるんですけど

ども、町長のお話のように、その篤志家の寄附を頂いた方の意思を少しでも生かして、それを拡充してまたやり直すのではなくて、被害が来ないところをうまく利用していただくと故人のあの意に沿えるのかなということで、ぜひ前向きに、また財政に限度があるとは思いますが、利活用していただきたいと思います。これは要望ということで、これで終わりにします。

次に、2点目です。2点目のね、これも監査委員の指摘事項です。(3) 特産品開発事業補助金については、令和4年度決算を含め補助金の交付実績が数例あるが、今のところ町の特産品として大成したものはない。公金を使っている以上、成果を問われることとなるため、審査基準を見直されたい。また、補助金交付後の状況を検証されたいということで、これは町長の時代になって始められたと思うんですけども、松田町には特産品が少ないということで、予算計上されて、少しでも多くの特産品を作って町にお金が落ちるように、そしてふるさと納税返礼品としてアピールするよというよということで今まで来られたのかなと認識しています。ところが、こういう形で監査で指摘を受けてしまったので、6年度について、たしかね、実績は、4年度実績は20万のはずです。今回、4年度は40万に予算計上されてます。そのようなことから、監査委員は、今のところ町の特産品として大成したものはないので、成果を問われるので、審査基準を見直し、補助金交付後の状況を検証されたいというふうに指摘してきます。6年度、予算計上、40万されてますけれど、この内容について、町長のお考えについてお願いいたします。

町長 本来ならば、もっと額を増やさなきゃいけない事業だと私はそう思ってます。ただ、実績がこのような状況だということであれば、逆にその開発をしたいと思ってもらえる方々にハードルが高いのであれば、そういった意味合いで緩和するという形でやっていくべきじゃないかなということと、やはり今までやってきて、町の姿勢だと思うんですけど、やっぱりつくったらその人たちにお任せしっぱなし、一番いけないやつをやってきたんじゃないかなろうかと反省しているところもあります。ですので、その監査委員の方からの御指摘をプラスで考えてですね、やっぱり開発をしていって、やはり財源が入ってくるのが乏しい

町ですので、逆に言えば官民連携をさらに強化してやっていくべきだというふうに思っています。今後…今後というか、来年度じゃなかった、再来年度がちょうど70周年もありますし、そういったものに加えて、いい年ですから、逆にどこかのところでこの開発費のお金が足らなくなったから補正させてくださいと言えるように、ちょっと頑張ってみりたいというふうに思っています。以上です。

8 番 田 代 ここは、今までの流れを見てると、作って、作りました、それで追跡調査とか、もう一步踏み込んだようなことはあまりやってないような気がします。それで、ここにもあるように、補助金交付後の状況、これまでいっぱいいろんな商品、出てると思います。内部である程度検討して、これはいけるよというものであれば、もう少しそれを育てる、それでふるさと納税にピックアップしたりだとか、あとは桜まつりなりいろんなイベントがあるので、その時に売れるようになると思います。そうすると、やっぱりそういった事業者の力もついてくると思います。そういうことを含めて、審査基準を見直してね、もう少しお金が落ちるような、そんな仕組みづくりをつくっていただきたいということを要望して終わります。ありがとうございました。

議 長 ほかには。

4 番 中 津 川 細かいことかもしれませんが、4点ほどちょっと確認をさせていただきたいと思います。63ページなんですけれども、町政連絡費の中で、来年度新規です、委託料として全戸配布のポスティングの委託料、これが173万9,000円計上されています。これは、3月1日の回覧、町の回覧でもちょっと回ってきて確認したんですけども、これ、全部で26自治会のうち、たしか19自治会がポスティングのほうに移行して、残りの7自治会はそのまま今と同じように自治会で配布をするというようなことで、私、当時、自治会長をやっているときに、ポスティングに移行した自治会については、コミュニティー交付金をカットするというようなお話がありました。今回173万9,000円を新規事業で計上して、18番のところですけども、負担金とか交付金のところでコミュニティー交付金の活動交付金、これが958万3,000円計上されてますけども、前年度に比べると

68万5,000円ほど低くなっているんですが、このカットされた部分というのがこの68万5,000円として理解してよろしいでしょうか、ちょっと確認ですけど。

総務課長 今、議員御質問のとおり、ポスティング委託料が今年度198万円ほど計上させておまして、こちらのほうのコミュニティー助成活動交付金のほうで減額という形で、58万円ほど減額させていただいております。以上です。

4番中津川 私がさっき言ったようなことでいいということですね。ありがとうございます。

続いてですね、115ページですけども、自然休養村に対応する経費のところ、委託料のところ、37万2,000円ほど計上されてますけども、令和5年度の予算書を見ると、ここに委託料の中にね、中津川河川清掃委託料というのが計上されているんです。いわゆる草刈りですけども、令和6年度は計上されていないんですが、これはまたほかのところ、計上されているのかどうか、ちょっと確認をさせてください。お願いします。

議長 すみません、ちょっとやはりだんだん細かくなってきてしまうので、特別委員会内の御質問にさせていただけますでしょうか。もう少し大きめの政策にがんとか、そういうところで絞っていただければ。

4番中津川 すみません。分かりました。それでは別の件ですけども、127ページのみやま運動広場ですね、人工芝の新設工事で、頂いている資料ですけども、工事予定箇所説明資料によると、人工芝の敷設面積が6,000平米になっています。実際、みやま運動広場は9,200平米ほどあります。これは単年度での施工ではなくて、継続して事業を実施していくということでよろしいでしょうか。お願いします。

観光経済課長 来年度の予算につきましては、最低限のサッカーコート面積1面。お見込みのとおりでございます。1面の最低限、お見込みのとおりでございます。

4番中津川 すみません、今ちょっと聞き取れなかったんですけど、もう一度お願いします。

観光経済課長 全面積ではなく、継続して、来年度につきましてはサッカー1面で、そのほかについては後年度の整備となります。

4番中津川 令和6年度はサッカーコート1面分で、次年度以降また継続していくという

ことですね。分かりました。

もう1点、127ページですけれども、県西地域活性化プロジェクト推進事業のところで、寄地区活性化推進委託料が850万円ほど計上されてますけれども、先ほどの説明資料、参考資料2のところだと、寄地区の活性化のため、デジタル技術・デジタル人材の活用と育成・研修を実施して各施設・各体験プログラムの予約受付の利便性を向上するとあるんですが、ちょっとあまり具体的にちょっと分からないんですね。私、12月の定例会のときにちょっと質問した関係もあるので、そのときの回答の中に、寄の管理センターのマンパワー強化を図る目的ということで、町がそれをサポートするというような答弁があったんですが、その答弁がこの委託料に反映されているのかどうか、その辺を確認させてください。

観光経済課長 そのとおりでございます。

4番 中津川 分かりました。以上で質問を終わります。

議長 ほかに。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

お諮りいたします。ただいま議題となっております本案につきましては、予算審査特別委員会を設置し、そこに付託の上、審査することにしたと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって本案は予算審査特別委員会を設置し、そこに付託の上、審査をすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたしますので、休憩中に議会全員協議会及び委員の選出、正・副委員長の選任をお願いいたします。決定いたしましたら議長まで報告をお願いいたします。

暫時休憩といたします。(11時50分)

議長 休憩を解いて再開いたします。(14時00分)

休憩中に予算審査特別委員会の委員が決定しましたので読み上げます。委員

は、議長を除く議員11名です。委員長には飯田一議員、副委員長には北村和士議員が決定いたしました。審査をよろしく願いいたします。なお、議長もオブザーバーとして参加させていただきますので、よろしくお願い致します。

議

長 以上で本日の会議はこれをもって延会といたします。お疲れさまでした。

なお、午後2時15分から令和6年度工事予定箇所の現地視察を行いますので、議員の皆様は2階ロビーにお集まりください。

9日、10日は休会といたします。11日（月曜日）は午前9時より本会議を開催いたしますので、議員の皆様は定刻までに御参集くださるようお願いいたします。

本日はお疲れさまでした。

(14時01分)